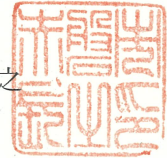


赤磐市公告第491号

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務における受託者の選定に係る公募型プロポーザルの実施について、次のとおり公告する。

令和7年10月16日

赤磐市長 前田正之



1. 業務の概要

(1) 業務名

新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務

(2) 業務内容

別紙「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務仕様書」のとおり。

ただし、契約時における仕様は、受託候補者として選定された者の企画提案内容に応じて変更することがある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 提案上限額

20,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※ただし、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案価格は、上記提案上限額を超えてはならない。

2. 参加資格

参加者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 赤磐市長から建設工事等入札参加資格者に係る指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 赤磐市建設工事等暴力団排除対策措置要綱（平成18年赤磐市告示第114号）に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 令和7年度赤磐市入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (7) 岡山県内に主たる営業所（本店）を有していること。又は、岡山県内に主たる

営業所（本店）から契約権限の委任を受けた営業所等を有していること。

（８）平成２７年度以降に元請人として、国、県、又は市区町村から発注された交通影響検討業務またはそれに準じる業務を履行し、完了した実績を１件以上有すること。

（９）業務の技術上の管理を行う主任技術者及び成果物の内容の技術上の照査を行う照査技術者をそれぞれ１名以上配置すること。なお、主任技術者及び照査技術者は、次の要件を全て満たすものとする。

①提案参加者の組織に所属していること。なお、参加申込以前３か月以上在籍していること。

②平成２７年度以降に、国、県、又は市区町村から発注された交通影響検討業務またはそれに準じる業務を担当した実績を１件以上有すること。

３．審査基準等

「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務」に係る公募型プロポーザル方式実施説明書」のとおり

４．担当部署

〒７０１－２２９２ 岡山県赤磐市町苅田５１６

赤磐市建設事業部建設課

（担当：田川、山本）

電 話（０８６）９５５－１４８６

FAX（０８６）９５５－６８６０

Mail：kensetsu@city.akaiwa.lg.jp

５．手続き等

（１）関係書類の交付期間、場所及び方法

ア 交付期間 令和７年１０月１６日（木）から令和７年１０月２４日（金）まで

イ 場 所 赤磐市ホームページ

ウ 方 法 電子データのダウンロード

（２）参加申込書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和７年１０月２４日（金）午後５時必着

イ 場 所 赤磐市役所建設事業部建設課

（〒７０１－２２９２ 岡山県赤磐市町苅田５１６）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

（３）提案書の提出期限、場所及び方法

ア 提出期限 令和７年１１月１１日（火）午後５時必着

イ 場 所 赤磐市役所建設事業部建設課

（〒７０１－２２９２ 岡山県赤磐市町苅田５１６）

ウ 方 法 持参又は郵送（簡易書留に限る。）

（４）仕様書等に対する質問に関する事項

ア 受付期間 令和７年１０月１６日（木）から令和７年１０月２４日（金）
午後５時まで

イ 方 法 電子メール

ウ 回 答 公平性を保つため、令和７年１０月２８日（火）までに質問内容
の回答の全てを赤磐市ホームページで公表する。

（５）プレゼンテーション及びヒアリング

ア 予 定 日 令和７年１１月１７日（月）

イ 実施場所 提案参加者に別途通知を行う。

ウ 実施内容 １事業者につき時間は４０分（プレゼンテーション２５分、質疑
応答１５分）とする。

６．その他

詳細については、「新拠点整備に係る交差点改良詳細設計業務に係る公募型プロポーザル方式実施説明書」による。